

## 農地を相続等された方へ

農地を相続等により取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要となりました。

農地の相続等については、農地法の許可を受ける必要はありませんが、平成21年12月に農地法が改正され、相続等により農地の権利を取得された方は、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要となりました。（農地法第3条の3第1項）この届出は、相続等の農地法の許可を要しない権利取得について、農業委員会が把握できるようにし、農地の有効利用を図る観点から設けられたものです。

### ■届出の必要な方

農地の権利を、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む。）、法人の合併・分割、時効等により取得した方、又は法人。

### ■届出の時期

この届出は農地の権利取得を知った日（被相続人が亡くなった日等）からおおむね10か月以内に行ってください。

### ■届出の用紙

届出は別添用紙で1部届け出させていただきますが、各筆を記載する別紙様式は3枚添付しております。用紙が不足する場合などは農業委員会事務局又は各支所行政係窓口（戸籍担当）にお申し付けください。

### ■届出書の提出先

届出書の提出先は農業委員会事務局まで提出してください。

### ■留意事項

この届出は、農業委員会が農地の権利移動を把握するためのもので、権利取得の効力を発生させるものではありませんのでご承知下さい。

又、この届出は所有権移転登記に代わるものではありません、相続等の登記は別途必要になります。

新潟県東蒲原郡阿賀町

阿賀町農業委員会事務局

電 話：0254-92-3111（代表）

FAX：0254-92-5479

様式第3号の1

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

下記農地（採草放牧地）について、\_\_\_\_\_により \_\_\_\_\_を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出します。

平成 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日

阿賀町農業委員会長 様

住 所  
氏 名

印

記

1 届出者の氏名等

	氏 名	住 所
届出者		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	備考
	登記簿	現 況		
阿賀町 字				
阿賀町 字				
阿賀町 字				
阿賀町 字				
阿賀町 字				
阿賀町 字				

3 権利を取得した日

平成 \_\_\_年 \_\_\_月 \_\_\_日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なる時に登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 4の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 6 5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 7 6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。





